



## 自転車とは

道路交通法上、自転車は軽車両に分類されています。

また、自転車のうち、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両（リヤカー等）を牽引していないものを普通自転車といいます。

【道路交通法第 63 条の 3】

